

小城書評への応答

佐々木 拓

拙著で扱ったロックの自由論と人格同一性論は、ロックの主張を理解するのもそうだが、それ以前にその哲学的な問題自体を理解するのも相当の骨折りが必要なテーマである。これについて、拙著の複雑で難解な議論を丁寧に読み解き、その要点と問題点を明らかにしてくれた評者の小城氏にまずはお礼を申し上げたい。また、拙著の問題構造を明瞭に示すことができなかつた私の力不足をお詫びしたい。以下では評者の指摘に従って、提示された疑念を解消したいと思う。

さて、評者から寄せられた疑問は3点である。最初の疑問は、ロック自由論の（決定論的な）両立論的解釈と（非決定論的な）自由意志实在論的解釈の折衷は「ロック解釈」として妥当なのか、というものである。その根拠のひとつは「ロックを自由意志实在論者として捉えられるテキスト上の根拠はもともと薄い」ということであった。欲求による意志決定については多くが語られているため、問題となるのは、その因果的決定にとらわれず、自由に行為を選択できるという非決定論的行為者像をロックに読み込めるかということになる。

確かに、ロックの考えはホブズ両立論、すなわち決定論の枠組みで捉えられてきたという点から見ると、このことは一見困難かもしれない。また、ヤッフエが決定論的な意志決定過程を覆すために用いた「決定」の意味の読み替えについても（拙著p. 148）、拙著の中では（そしてヤッフエ自身も）、テキスト上の根拠が示されていない点もこのような疑念につながるのかもしれない。ロックが「意志は欲求によって決定される」と言う時、それが「欲求が意志を因果的に生み出す」という意味ではなく、行為の方向づけ、すなわち選好を決定するのみだとする根拠は見当たらない一方、むしろ「これ〔落ちつかなさ〕が次々と意志を決定し、われわれの実行する活動へとわれわれを向かわせるのである」⁽¹⁾といった言説は決定論的な印象を強く与える。

とはいえ思い出して欲しいのは、チャペルをは

じめ、ロックの意志決定理論を決定論的に解釈する研究者は、これを決定論としては破綻したものとみなしているという点である⁽²⁾。ロックは『人間知性論』第5版の出版にあたり、「人が意志することにに関して自由であるような場合が存在する」⁽³⁾と書き加え、「意志することの自由」の存在を認めるに至る。そして保留と考量の原理に基づいたこの言説は、初版以来撤回されずに残されている「意志することの自由の否定」に関する決定論的な議論、すなわち有意決定論（意志することによって意志することが引き起こされることはない）および有意不可避論（行為するにあたって意志することは避けることができない）と矛盾をきたすと批判されてきた。チャペルが決定論的な他律的意志との対比で提示した自律的な意志解釈（拙著p. 136）とヤッフエの「決定」の読み換えを行えばこの矛盾は解消できるため、ロックを非決定論者と理解することは彼の理論を整合的に理解するために必要なステップだということになる。

また、自由意志实在論的解釈のテキスト上の根拠は薄いとはいえ、皆無ではない。それは拙著115頁でも言及している次の引用である。

意志を決定するものは何か、という問いに対する真かつ適切な答えは心である。というのも、あれやこれやの個々の方向に指示する一般的な力能を決定するのは、その所持する力能を個々に応じて行使する行為者そのものに他ならないからである。⁽⁴⁾

後世の行為者因果説を思わせるようなこの一節は、自由意志实在論的行為者像の典型であると言ってよい。行為者自身によって引き起こされる意志決定はまさに自律的な意志である。ロックが「意志を決定するのは何か」という問いに「欲求である」と答えたのは、この答えを不十分とする人々に対してのものであり、この問いへの本来の答えは「心」なのである。

また、欲求が「落ちつかなさ」という苦の様態であることを忘れてはならない。それ自体としては実在しえない様態は実体に因果的作用を及ぼすことはできない。因果的原因となりうるのは実体

のみであり、欲求という様態が因果的効力をもつことはないのである⁽⁵⁾。これについては拙著第5章の議論が傍証になっている。というのは、この章の結論のひとつは、ロックの理論枠組みでは欲求に独立した因果的効力を認めることはできないということだからである。ヒューム流の因果概念を用いるならまだしも、欲求による意志の因果的決定という現代的な考えをロックに素朴に読み込むことには問題がある。

さらなる傍証としては、ロックが人格を独立して存在する実体と考えていた点をあげることができるかもしれない。彼は人格について次のように語っている。

わりあいもっともらしい意見は、この意識が一つの非物質的実体に結び付けられていて、そしてそれから生じる作用である、というものであるが、私はこれに同意する。⁽⁶⁾

人格は思考し、快苦を感じる事物だが⁽⁷⁾、これは「心」だと言っていいだろう。そしてロックはこの心を「非物質的実体」だとしているのである。非物質的実体が物質的実体と同じ因果性に従うかどうかは明らかではない。ここに非決定論的な意志決定の余地が生じると言えよう。

続いて第二の批判に移ろう。これは、私の「折衷案」は両立論的なホブズの自由論と実質的には大差がないというものである。ここでまず言えるのは、先ほど示した通り「折衷案」は非決定論だという点である。決定論という主張が「すべての出来事は因果的に決定されている」というものである以上、非決定論的例外を認めることは非決定論をとるということである。「限りなく決定論に近い」ことは決定論であることを意味しない。

その上で、人間の意志決定を理解するモデルとしてはホブズと大差ないと言われるかもしれない。この点を論じるには、理論のもつ説明の役割と規範の役割を分けて考えなければならない。確かに、私が示した解釈は人間の行為の大半を両立論的な観点から説明する。すなわち、すでに行われた/これから行われる行為がなぜ生じたかを欲求による意志決定の観点から説明する。この点で

は、非決定論的な意志決定という考えは説明上の役割をもたないかもしれない。

とはいえ、理論の規範的含意を考えるなら両者の間には重要な差異を見てとることができる。拙著第7章第3節で示した通り、ロックにとっても自由は責任帰属の条件のひとつである。したがって、規範理論としての意志決定理論は「自由な行為」の規定を通じて、責任を問うべき/問うべきでない行為がどのようなものかの手引きを与える役割を担っている。ホブズは自由な行為には選択可能性が不要であるとし、ロックはこれが不可欠だとするが、この違いはある行為に責任を問うべきか、問うべきでないかの違いとして現れる。

拙著第4章第4節の187-8頁で言及しているが、選択可能性を自由な行為の条件に入れない両立論は、依存症や洗脳の問題を扱うことができない。これは両立論の抱える大きな困難である。それがホブズのような古典的両立論になると、復讐や抑えきれない恋情といった、当人には制御できないような激情から生じた行為への責任についても説明が困難になる。対して、自由な行為に選択可能性を認めるロックの理論ではこれが可能である。実際、ロックは「拷問による苦痛や、愛や怒り、その他激しい情念による堪え難い落ちつかなさといった極端な妨害が我々から思考の自由を奪い、正しく考えることが出来ない時は、神が代わって判断してくれるだろう」と免責の可能性に言及している⁽⁸⁾。

このような選択可能性のもつ規範的役割は、自由意志実在論的な自由概念があってこそ成立する。とはいえ、実際に帰責の条件として用いられるのは、個別行為における選択可能性の有無ではなく、意志や欲求の保留能力といった力能の有無である点には注意が必要である。自由意志実在論的な意志決定は、このような力能が責任帰属の条件となることを説明するための概念装置として機能する。「折衷案」としてそれが重要なのは、「実行と差し控えが等しく可能」⁽⁹⁾というロックの自由条件（のひとつ）を額面通りに受け取るだけでなく、これを現実的に担保する欲求の保留能力を責任帰属条件として受け入れるために必要だからである。

評者からの最後の批判は、私の解釈では、少なくとも世俗のサンクションの帰属においては身体説が採用されることになり、ロックの記憶説の主張に反するのではないかというものであった。確かに評者が指摘するように、私は一人称的基準よりも三人称的基準が優先される場合があることを認めている。しかし、このような場合が存在するということと、一人称的基準が世俗の帰責において何の役割も果たさないということは異なる。記憶をなくした酔っ払いの事例はむしろレアケースであって、そこで三人称的基準を用いるからといって、われわれが普段の事例で一人称的基準を採用していないことにはならないだろう。

また、身体上の同一性が優勢となるのは、それが『「意識をもつ事物は通常身体と結びついている』という日常的な想定に基づいた二次的なものにすぎない」としている点にも注意願いたい（拙著 pp. 242-3）。当該事例において裁判官は、当時の人格の知識を踏まえたうえで、「人間」と「人格」の一致という想定に基づいて酔っ払いを罰するのであって、三人称的基準単独で判決を下すのではないというのが私の解釈である。

この解釈の是非を考えるために、ロックが酔っ払いの事例についてどのように語ったかを少し詳細に見てみよう。ロックは「酔っ払いは正しく罰せられる」と述べた後にこう続けている。

しかし、最後の審判の日には、心の秘密がすべて明らかにされ、その時は、誰もが自らあずかり知らないことに対しては責を負うようにさせられることがないと思えるのは理にかなっており、酔っ払いは彼の良心が責めるもしくは許すのに従って自らの最後の審判を受け入れるだろう。⁽¹⁰⁾

この言説にはふた通りの読み方があるように思われる。ひとつは、最後の審判において酔っ払いはなくしていた記憶を取り戻したとするものである。この場合、当人は人間の裁判官の判決を正しいものと納得するわけだが、それはどのような基準によるのだろうか。人間の裁判官が用いた三人称的基準ではないことは確かだろう。人間の裁判

官の判決を正しいとしているものは一人称的基準なのである。

もうひとつの読み方は、最後の審判の日、酔っ払いは自らの行為に本当にあずかり知らないことが明らかにされる、すなわち酔っ払いが嘘をついていないことが明らかにされるというものである。この時、酔っ払いは神によって証明された記憶（のなさ）に基づいて、自分の抗弁が正しかったことを確信するだろう。そして、仮に人間の裁判官が神の審判に同席していたらこの事態をどう受け止めるだろうか。三人称的基準を持ち出して自らは正しいと言い張るだろうか。それとも自らの過ちを認めるだろうか。私には前者が正しいとは思われない。

拙著第6章第3節の242頁に示したように、以上のような状況を「理想状況」として解すなら、われわれの多くが記憶を基準とすることに同意するのではなかろうか。そして、理想状況での判断はわれわれの規範的コミットメントを示していると言ってもいいだろう。ならば、われわれの人格同一性の規範的基準はやはり一人称的と言えるのではなかろうか。三人称的基準は理想状況にないわれわれの次善の策にすぎない。もちろん、これはロックの道具立てを用いた私の経験論的洞察である。とはいえ、これが合理的なものであれば、ロックもまた認めてくれるように思われるのである。

さて、以上の回答で評者の疑念は払拭されるだろうか。心もとない点も残るが、拙著の傷を本稿で少しでも埋められたのであれば幸いである。

注

- (1) EHU: II. xxi. 31. p. 251. 『人間知性論』については Locke, John: 1690. *An Essay Concerning Human Understanding*. (Peter. H. Nidditch ed.), Clarendon Press, Oxford, 1979を参照し、EHUの略号を用いる。また、巻・章・節をそれぞれ大文字のローマ数字、小文字のローマ数字、アラビア数字で示し、ページ数を付記する。
- (2) 拙著 p. 119 および Chappell: 1994, pp. 103-4を参照
- (3) EHU: II. xxi. 56. p. 270.

- (4) EHU: II. xxi. 29. p. 249.
- (5) これは「ある力能が他の力能に属することはない」というロックの主張の帰結である (ibid.)。あるものが原因であることは、他の実体の複雑観念を変化させるということを意味する。そして、あるものに実体の複雑観念を変化させる力を帰属させるということは、あるものに変化の力能を帰属することである。力能は実体にもみ帰属されるものである以上 (EHU: II. xxi. 1. p. 233)、欲求に因果的効力を帰属させることはできない。とはいえ、これについてはロックの因果性についてのさらなる議論が必要であろう。
- (6) 『人間知性論』 II. xxvii. 25 p. 345.
- (7) EHU: II. xxvii. 17. p. 341.
- (8) EHU: II. xxi. 53. pp. 267-8.
- (9) EHU: II. xxi. 8. p. 237.
- (10) EHU: II. xxi. 22. p. 324.